

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（授業料の免除）</u></p> <p>第12条 知事は、災害その他の規則で定める特別の理由があるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p><u>（授業料等の免除等）</u></p> <p>第12条 知事は、災害その他の規則で定める特別の理由があると認められる者（次条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）に対しては、授業料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>第13条 知事は、次に掲げる者に対しては、授業料等の全部又は一部を免除することができる。</p> <p><u>（1） 大規模な災害であって、県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものにより甚大な被害を受けたと認められる者</u></p> <p><u>（2） 前号に規定する事由以外の事由であって、県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものに起因する経済的事情により修学が困難で特に必要があると認められる者</u></p> <p>2 <u>第7条第2項、第10条又は第11条第1項の規定にかかわらず、知事は、前項の規定に基づく免除の申請をした者については、当該申請に対する審査の結果に係る通知の日までの間、授業料等の納付を猶予するものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の申請をした者に係る授業料等の納付期間その他の授業料等の納付に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p><u>（授業料等の不還付）</u></p> <p>第13条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、学年の途中で卒業をする場合における既納の授業料、<u>前条</u>の規定に基づき免除された<u>授業料並びに</u></p>	<p><u>（授業料等の不還付）</u></p> <p>第14条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、学年の途中で卒業をする場合における既納の授業料、<u>前2条</u>の規定に基づき免除された<u>授業料等並</u></p>

法第8条第1項の規定により減免された授業料及び入学料については、この限りでない。

(研修)

第14条 [略]

(施設の利用)

第15条 [略]

(補則)

第16条 [略]

附 則

1～3 [略]

4 第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学検定料又は入学料（授業料等減免対象者の認定を受けた者にあつては、入学料の額と法第8条第1項の規定による入学料の減免の額との差額に相当する額の入学料）を免除することができる。

5 第6条第1項の規定にかかわらず、知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因する経済的事情により修学が困難で特に必要があると認められる者に対しては、入学検定料を免除することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において現に在学する者でこの条例による改正前の農業大学校条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4項に規定する災害により改正前の条例第12条の規定に基づき授業料の免除を受けていたものは、この条例の施行の日においてこの条例による改正後の農業大学校条例第13条の規定に基づき免除を受けた者とみなす。

びに法第8条第1項の規定により減免された授業料及び入学料については、この限りでない。

(研修)

第15条 [略]

(施設の利用)

第16条 [略]

(補則)

第17条 [略]

附 則

1～3 [略]